

令和6年度鹿児島地域保健医療福祉協議会

日 時：令和7年3月14日（金）15:00～17:00

場 所：鹿児島地域振興局日置庁舎3階 第1会議室

会 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 会長選出について

(2) 協議事項

鹿児島県保健医療計画（圏域編）について 資料1

(3) 報告事項

主要施策の取組状況 資料2

- ① 地域医療構想の推進について
- ② 地域包括ケアシステムの深化及び推進について
- ③ 健康かごしま21 鹿児島地域推進協議会の結果について
- ④ 母子保健・児童福祉対策の推進について
- ⑤ 感染症予防対策について
- ⑥ 精神障害者にも対応した地域包括ケアの推進について
- ⑦ 社会福祉施設等の指導監査等の実施状況について
- ⑧ 薬物乱用対策の推進について
- ⑨ 犬・猫の適正飼養の推進について
- ⑩ 食品衛生対策について

4 その他

5 閉 会

令和6年度鹿児島地域保健医療福祉協議会出席者名簿

《協議会委員》

任期：令和9年3月31日まで

No.	構成団体	出身団体の役職等	氏 名	備 考
1	市 町 村 関 係	日置市長	永山 由高	代理 副市長 井多原 章一
2		いちき串木野市長	中屋 謙治	代理 副市長 出水 喜三彦
3		三島村長	大山 辰夫	代理 副村長 宮田 雄次
4		十島村長	久保 源一郎	欠席
5	そ の 他 行政機関	日置市消防本部消防長	福田 幸記	
6	医 療 団 体 関 係	日置市医師会会長	柳田 敏孝	
7		いちき串木野市医師会副会長	花牟禮 康生	
8		日置地区歯科医師会副会長	鎗流馬 祐二	
9		日置薬剤師会副会長	平田 律子	
10	社会福祉 施設	いちき串木野市南地区民生委員児童委員協議会副会長	池田 涼子	
11	事業場等	鹿児島県看護協会南薩地区代表	南新 敦子	
12	学識経験 者・その他	日置市地域女性連絡協議会会長	南田 ヤエ子	
13		鹿児島県介護支援専門員協議会日置支部支部長	福山 祥子	
14		鹿児島純心大学看護栄養学部看護学科講師	鞍掛 洋美	欠席
15	県	鹿児島地域振興局保健福祉環境部長	竹井 浩子	

《事務局（鹿児島地域振興局保健福祉環境部）》

No.	役職等	氏 名
1	医療技監兼伊集院保健所長	中俣 和幸
2	健康企画課長	有元 由紀
3	地域保健福祉課長	村田 麻紀子
4	健康企画課技術補佐兼衛生・環境係長	小磯 孝幸
5	健康企画課主幹兼企画管理係長	岩川 芳久
6	健康企画課技術主幹兼疾病対策係長	上村 晃秀
7	健康企画課健康増進係長	久木野 和歌子
8	地域保健福祉課課長補佐兼地域支援係長	高見 哲也
9	地域保健福祉課児童福祉係長	平野 卓
10	地域保健福祉課主幹兼指導監査介護係長	三窪 照美
11	健康企画課疾病対策係技術主査	四元 太一
12	健康企画課企画管理係技術主査	中島 夏美
13	健康企画課企画管理係主事	鮫島 宏哉
14	健康企画課企画管理係保健技師	東水流 花倫

鹿児島地域保健医療福祉協議会設置要綱

（設 置）

第1条 地域住民が質の高い保健医療福祉サービスを受けられるよう、保健・医療・福祉の連携を図りながら、総合的な保健医療福祉施策を推進することを目的として、鹿児島地域振興局に鹿児島地域保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に即した保健・医療・福祉施策の総合的、一体的な推進に関する事項
- (2) 保健医療計画（圏域編）の策定、推進、進捗管理、見直し等に関する事項
- (3) その他地域における保健・医療・福祉の向上に必要な事項

（組 織）

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

（委 員）

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者のうちから、鹿児島地域振興局長が選任する。

（任 期）

第5条 協議会の委員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会 長）

第6条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた委員が、その職務を代理する。

（会 議）

第7条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の任期満了等に伴い新たに組織された協議会の最初開催される会議は、鹿児島地域振興局長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

（意見の聴取）

第8条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（部会等）

第9条 協議会に、専門的な事項を検討するための部会等を設置することができる。

2 部会等は、委員及び検討事項に対して専門的な知識を有する者のうちから、会長が指名する者をもって構成することができる。

3 部会等に部会長等を置き、部会等の委員の互選により選出する。

4 部会長等は、部会等を代表し、会務を総理する。

（事務局）

第10条 協議会の事務局は、鹿児島地域振興局保健福祉環境部健康企画課に置く。

（補 足）

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年7月22日から施行する。

2 「伊集院保健所運営協議会規程」は廃止する。

3 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

5 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

構 成 団 体	選 任 す る 者 の 職 名 等
市町村関係	市町村長の代表
	市町村議会議長の代表
	市町村福祉事務所の代表
	市町村保健師の代表
	地域包括支援センターの代表
その他 行政機関関係	警察署長又は次席
	消防長又は次席
	保健福祉環境部長又は保健所長
医療団体関係	医師会の代表
	歯科医師会の代表
	薬剤師会の代表
	獣医師会の代表
医療施設	病院長又は副院長
学 校	市町村教育長又は教育長会の代表
	校長協会の代表
	小中学校養護教諭の代表
社会福祉施設	社会福祉協議会の代表
	民生委員協議会の代表
	社会福祉施設関係の代表
事業場等	助産師、保健師又は看護師団体の代表
	食生活改善推進員の代表
	食品衛生協会の代表
	衛生自治団体の代表
学識経験者 ・その他	農協関係者の代表
	婦人団体の代表
	自治公民館の代表
	老人クラブの代表
	青年団の代表
	ホームヘルパー団体の代表
	地域の実情を考慮し、局長等が特に必要と認める者